佐賀県卸売市場法施行細則をここに公布する。

令和２年６月19日

佐賀県知事　山　口　祥　義

佐賀県規則第50号

佐賀県卸売市場法施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の施行に関し、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認定申請書の添付書類）

第２条　省令第17条第３項に規定する都道府県が別に定める書類は、同項各号に規定する書類のほか、暴力団排除に関する誓約書（様式第１号）とする。

２　省令第17条第３項第１号ホの書面の様式は、欠格事由に関する誓約書（様式第２号）によるものとする。

（事業報告書）

第３条　省令第21条第１項に規定する都道府県が別に定める様式は、事業報告書（様式第３号）によるものとする。

（運営状況報告書）

第４条　省令第30条第１項に規定する都道府県が別に定める様式は、運営状況報告書（様式第４号）によるものとする。

（検査員証）

第５条　法第14条において読み替えて準用する法第12条第３項に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第５号によるものとする。

附　則

この規則は、令和２年６月21日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

暴力団排除に関する誓約書

佐賀県知事　様

年　月　日提出

法人名称
住所
代表者の役職及び氏名　　　　　　印

地方卸売市場の認定を申請するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、知事が必要と認める場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(4)　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7)　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

様式第２号（第２条関係）

欠格事由に関する誓約書

佐賀県知事　様

年　　月　　日提出

法人名称

住所

代表者の役職及び氏名　　　　　　　　印

地方卸売市場の認定を申請するにあたり、卸売市場法第５条第２号から第４号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

様式第３号（第３条関係）

事業報告書
（　年　月　日から　年　月　日まで）

開設者　様

卸売市場の名称
法人名称
法人番号
代表者の役職及び氏名　　　　　　　印

卸売市場法第 13 条第５項第５号の表第５項の欄中第２号に規定する事業報告書について、次のとおり提出します。

作成上の注意	１	用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
	２	個人である場合にあっては、下記に準じて作成すること。

１　業務の状況

(1)　組織に関する事項

ア　事業運営組織

備考　組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

イ　役員及び従業員の状況

区分		人数
役員	常勤	人
	非常勤	
	小計	
従業員	営業関係	
	事務関係	
	小計	
合計		
臨時職員年間平均雇用人数		

備考　１　従業員との兼務役員は、役員の欄に記載すること。
　　　２　臨時職員年間平均雇用人数の欄には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

ウ　株主構成

区分	役員	従業員	出荷者	仲卸業者	売買参加者	開設者	その他	合計
総株主等の議決権の数（A）								
保有する議決権の数（B）								
割合（B／A）	％	％	％	％	％	％	％	％

エ　大口株主の名簿（上位10位まで）

氏名又は名称	住所	保有する議決権の数	保有する議決権の割合
			％
合計			

備考　1　総株主等とは、総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。
2　議決権とは、株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。
3　売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者をいう。以下同じ。

(2)　卸売業務の状況

備考　1　認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあっては、ア及びイの表を本卸売市場分及び当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。
2　取扱金額の欄は、消費税及び地方消費税額に相当する額を含む金額を記載すること。

ア　卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種類	受託販売			買付販売			卸売業務合計		
	数量	金額	委託手数料	数量	金額	買付販売利益（損失）金額	数量	金額	販売利益（損失）金額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円

当期合計（A）									
前年同期（B）									
前年同期対比（B／A）	%	%	%	%	%	%	%	%	%

備考　1　種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、

(1)　野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあっては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実

(2)　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

(3)　肉類に属するものにあっては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）

(4)　花きに属するものにあっては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他

(5)　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（つけ物及び青果加工品を除く。）、つけ物、青果加工品（つけ物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。

2　花きの数量の単位は、切花にあってはケース（100 本を１ケースに換算する。）、鉢物にあっては鉢（１個１鉢とする。）、枝物にあっては束（100 本を１束に換算する。）、植木にあっては本（１個１本とする。）とする。

イ　奨励金等の交付状況

奨励金等の種類	対象品目	交付基準（交付率等）	交付金額	交付金額に対応する卸売金額	交付先の数	備考
			千円	千円		
	小計					
	小計					
合計						

備考　１　対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、２の(2)アの備考１に準じて記載すること。
２　交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。
３　交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。
４　表中の備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。

(3)　附帯業務等の概況

ア　附帯業務の概況

業務の内容	売上高	附帯業務利益（損失）金額
	千円	千円

イ　兼業業務の概況

業務の内容	売上高	兼業業務税引前当期純利益（損失）金額
	千円	千円

ウ　他の法人に対する支配関係の概要

法人の名称	所在地	事業内容	資本金	売上高	当期純利益（損失）額	純資産額
			千円	千円	千円	千円

備考　１　附帯業務とは、専ら卸売業務を補完するために行う製氷、魚木箱製造等の業務をいう。
２　兼業業務とは、認定を受けた卸売市場における卸売業務及び附帯業務以外の業務をいう。
３　支配関係とは、他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。
(1)　卸売業者がその法人の総株主等の議決権の２分の１以上に相当する議決権を有する関係
(2)　卸売業者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係
(3)　卸売業者がその法人の総株主等の議決権の 100 分の 10 以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係

２　経理の状況

備考　１　当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書を添付し、又は下記表に記載すること。

２　附帯業務及び兼業業務を含めた全ての業務に係る金額を記載すること。
３　消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分して経理する方式（税抜方式）と消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額を区分しないで経理する方式（税込方式）のいずれかの方式を選択できるものとし、選択した会計処理方式を明記すること。
４　開設者と卸売業者が同一人であるとき又は関連組織であるときは、重複する貸借対照表及び損益計算書の添付を省略することができる。

１　貸借対照表

年　月　日現在

科　　　　　目	金　額	科　　　　　目	金　額
	千円		千円
（　資　産　の　部　）		（　負　債　の　部　）	
Ⅰ　流動資産	×××	Ⅳ　流動負債	×××
(1)　現金		(1)　受託販売未払金	
(2)　預金		(2)　支払手形（受託）	
(3)　売掛金		(3)　荷主預り金	
(4)　受取手形		（　小　計　）	
(5)　有価証券		(4)　買掛金（買付け）	
(6)　親会社株式		(5)　支払手形（買付け）	
(7)　商品		(6)　預り金（買付け）	
(8)　貯蔵品		（　小　計　）	
(9)　前渡金		(7)　買掛金（その他）	
(10)　荷主前渡金		(8)　支払手形（その他）	
(11)　前払費用		(9)　短期借入金	
(12)　未収収益		(10)　未払金	
(13)　立替金		(11)　未払法人税等	
(14)　短期貸付金		(12)　未払消費税等	
(15)　未収金		(13)　未払費用	
(16)　仮払金		(14)　前受金	
(17)　繰延税金資産		(15)　預り金（その他）	
(　)　・・・・・		(16)　前受収益	
(　)　貸倒引当金		(17)　仮受金	
		(18)　繰延税金負債	
Ⅱ　固定資産		(19)　賞与引当金	
１　有形固定資産		(　)　・・・・・	
(1)　建物			
(2)　構築物		Ⅴ　固定負債	
(3)　機械及び装置		(1)　長期借入金	
(4)　船舶及び車両その他の陸上運搬具		(2)　預り保証金	
(5)　工具、器具及び備品		(3)　繰延税金負債	
(6)　土地		(4)　退職給与引当金	
(7)　建設仮勘定		(　)　・・・・・	

(　)　・・・・・		負　　債　　合　　計	
2　無形固定資産		（純資産の部）	
(1)　のれん			
(2)　借地権		Ⅵ　株主資本	
(3)　電話加入権		1　資本金	
(4)　施設負担金		2　新株式申込証拠金	
(　)　・・・・・		3　資本剰余金	
3　投資その他の資産		(1)　資本準備金	
(1)　投資有価証券		(2)　その他資本剰余金	
(2)　子会社株式		4　利益剰余金	
(3)　出資金		(1)　利益準備金	
(4)　子会社出資金		(2)　その他利益剰余金	
(5)　長期貸付金		①　○○積立金	
(6)　開設者預託保証金		②　・・・・	
(7)　定期預金		③　繰越利益剰余金	
(8)　長期前払費用		(繰越損失金)	
(9)　事業者保険料		5　自己株式	
(10)　繰延税金資産		6　自己株式申込証拠金	
(　)　・・・・・			
(　)　貸倒引当金		Ⅶ　評価・換算差額等	
		1　その他有価証券評価差額金	
Ⅲ　繰延資産		2　繰越ヘッジ損益	
(1)　創立費		3　土地再評価差額金	
(2)　開業費		4　・・・・・	
(3)　試験研究費			
(4)　開発費		Ⅷ　新株予約権	
(5)　新株発行費			
(　)　・・・・・		純　　資　　産　　合　　計	
資　　産　　合　　計	×××	負債及び純資産合計	×××

2　損益計算書

科　　　目	金	額	
	千円	千円	千円
Ⅰ　営　業　損　益			
1　卸　売　業　務			
(1)　受　託　手　数　料			×　×　×
（受託品取扱額）		(×　×　×)	
(2)　買　付　販　売　損　益			
1)　純　売　上　高			
商　品　総　売　上　高		×　×　×	
売上値引及び戻り高		×　×　×	×　×　×
2)　売　上　原　価			
期首商品たな卸高		×　×　×	
商　品　純　仕　入　高			

総仕入高	×××		
仕入値引及び戻し高	×××	×××	
合計		×××	
期末商品たな卸高		×××	×××
買付販売利益（損失）金額			×××
販売利益（損失）金額			×××
2　兼業業務			
(1)　売上高			
・・・・・・・・・・・・・・・		×××	
・・・・・・・・・・・・・・・		×××	×××
(2)　売上原価			
・・・・・・・・・・・・・・・		×××	
・・・・・・・・・・・・・・・		×××	×××
兼業業務利益（損失）金額			×××
売上総利益（損失）金額			×××
3　販売費及び一般管理費			
(1)　○○使用料		×××	
(2)　○○奨励金		×××	
(3)　役員報酬		×××	
(4)　従業員給料手当		×××	
(5)　福利厚生費		×××	
(6)　退職給与金		×××	
(7)　退職給付引当金繰入		×××	
(8)　旅費交通費		×××	
(9)　通信費		×××	
(10)　運搬費		×××	
(11)　受託品事故損		×××	
(12)　会議費		×××	
(13)　交際費		×××	
(14)　寄付金		×××	
(15)　宣伝広告費		×××	
(16)　貸倒損失		×××	
(17)　貸倒引当金繰入		×××	
(18)　消耗品費		×××	
(19)　図書費		×××	
(20)　減価償却費		×××	
(21)　修繕費		×××	
(22)　保険料		×××	
(23)　水道光熱費		×××	
(24)　賃借料		×××	
(25)　公共負担金		×××	
(26)　公租公課		×××	
(27)　支払賦課金		×××	
(28)　雑費		×××	
(　)　・・・・・・・・・・・・・・・		×××	
(　)　・・・・・・・・・・・・・・・		×××	×××
営業利益（損失）金額			×××
Ⅱ　営業外損益			
1　営業外収益			
(1)　受取利息及び配当金		×××	
(2)　仕入割引		×××	
(3)　有価証券売却益		×××	
(4)　雑収入		×××	

( ) ・・・・・・・・・・・・・・・		×××	×××
2 営業外費用			
(1) 支払利息		×××	
(2) 有価証券売却損		×××	
(3) 繰延資産償却		×××	
(4) 雑損失		×××	
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・		×××	×××
経常利益（損失）金額			×××
Ⅲ 特別利益			
1 固定資産売却益			
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××		
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××	×××	
2 前期損益修正益	×××	×××	
3 その他の特別利益			
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××		
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××	×××	×××
Ⅳ 特別損失			
1 固定資産売却損			
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××		
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××	×××	
2 減損損失			
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××		
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××	×××	
3 災害による損失			
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××		
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××	×××	
4 前期損益修正損	×××	×××	
5 その他の特別損失			
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××		
( ) ・・・・・・・・・・・・・・・	×××	×××	×××
税引前当期純利益（損失）金額			×××
法人税等			×××
・・・・・・・・・・・・・・・・・・			×××
法人税等調整額			×××
当期純利益（損失）金額			×××

様式第４号（第４条関係）

運営状況報告書
（　年　月　日から　年　月　日まで）

佐賀県知事　様

年　月　日提出
法人名称
法人番号
住所
代表者の役職及び氏名　　　　　　　印

卸売市場法第 14 条において読み替えて準用する同法第 12 条第１項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

作成上の注意　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

１　卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（　年度）	見込み（　年度）
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

備考　１　複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
２　実績の欄には当該年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には次年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
３　花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

２　卸売市場の業務の運営体制の状況

備考　当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

３　卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況
(1)　収支の状況

備考　１　当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
２　地方公共団体が申請する場合には、１にかかわらず、下記の表に記載すること。

収入	実績 (　年度)	見込み (　年度)	支出	実績 (　年度)	見込み (　年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費（営業費用）		
使用料計			人件費（注３）		
売上高割使用料			事務費（注４）		
面積割使用料			建設改良費（総事業費）		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		
都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			うち平成４年度以降許可債分（注5）		
指導監督的経費繰出金			元金償還金		
建設改良費繰出金			うち市場事業に係る償		

			還金		
と畜事業費操出金			うち建設改良に係る償還金		
その他操出金			と畜事業に係る償還金		
貸付金			企業債取扱諸費		
貸付金利息			繰上充用金		
受取利息及び配当金			貸付金		
その他			その他		
うち受益者負担金分（注１）			うち○○○（注２）		
うち○○○（注２）			うち○○○○		
うち○○○			翌年度繰越金		

（注１）　受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
（注２）　その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
（注３）　人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。
（注４）　事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。
（注５）　平成４年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

備考　実績の欄には当該年度の金額を実績で記載すること。

4　卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

(1)　売買取引の結果等（卸売市場法第 13 条第５項第３号ロ）

(2)　売買取引の方法（卸売市場法第 13 条第５項第４号イ）

(3)　決済の方法（卸売市場法第 13 条第５項第４号ロ）

備考　インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのＵＲＬを記載す

ること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料（(1)にあっては一例で構わない。）を添付すること。

5　監督措置の実施状況

(1)　検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

(2)　その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

備考　1　複数の市場がある場合には、市場ごとに表を作成すること。
　　　2　その他の措置の主な実績には、検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

（開設者の連絡先）
部署名
ＴＥＬ
ＦＡＸ
メール

様式第５号（第５条関係）

（表）

← 10センチメートル →

第　　号

地方卸売市場立入検査職員の身分証明書

所属
職名・氏名

上記の者は、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第２項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

年　　月　　日

有効期間
年　　月　　日から
年　　月　　日まで

佐賀県知事　　　　　　　印

↕ ９センチメートル

（裏）

卸売市場法（昭和46年法律第35号）抜粋

第12条　（略）

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第14条　第５条から第10条まで、第11条（第１項第１号に係る部分を除く。）及び第12条の規定は、前条第１項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第６条第１項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第６条第１項中「第４条第２項各号」とあるのは「第13条第２項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第３項中「第４条第２項」とあるのは「第13条第２項」と、第８条第１項第２号及び第２項中「第13条第１項」とあるのは「第４条第１項」と、第11条第１項第２号中「第４条第５項各号」とあるのは第13条第５項各号」と読み替えるものとする。